

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の制定について

食品衛生法施行細則（平成四年福岡県規則第四十号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。）、<u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令</u>（昭和二十六年厚生省令第五十二号）及び福岡県食品衛生法施行条例（平成十二年福岡県条例第十七号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。）、<u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令</u>（昭和二十六年厚生省令第五十二号）及び福岡県食品衛生法施行条例（平成十二年福岡県条例第十七号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>